

昭和四十一年人事院規則一七〇〇
人事院規則一七〇〇（管理職員等の範囲）
人事院は、国家公務員法に基づき、管理職員等の範囲に関し次の人事院規則を制定する。
人事院規則一七〇〇（昭和四十一年七月九日施行）

（管理職員等の範囲）

第一条 法第八八条の二第三項ただし書に規定する管理職員等は、別表上欄に掲げる組織の区分に応じ、これに対応する同表下欄に掲げる職員とする。

第二条 各省各庁の長は、管理職員等以外の者が管理職員等になつたとき、又は管理職員等が管理職員等以外の職員になつたときは、文書の交付その他適当と認める方法によりその旨をその職員に通知しなければならない。
（組織の変更等についての通知）

第三条 各省各庁の長は、別表に掲げる組織に改廃があつたとき、又は管理職員等若しくはこれに相当すると認められる職員の官職の改廃若しくは新設があつたときは、すみやかにその旨を人事院に通知しなければならない。

附 則（昭和六〇年三月三〇日人事院規則一七〇〇一）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年六月二九日人事院規則一七〇〇二）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年十一月三〇日人事院規則一七〇〇三）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年十二月二二日人事院規則一七〇〇四）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六一年三月一〇日人事院規則一七〇〇五）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六一年六月二七日人事院規則一七〇〇六）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六一年十一月二九日人事院規則一七〇〇七）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六二年三月二〇日人事院規則一七〇〇八）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六二年六月三〇日人事院規則一七〇〇九）
この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。
附 則（昭和六二年二月三〇日人事院規則一七〇〇一〇）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則（昭和六三年三月一五日人事院規則一七〇〇一一）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年六月三〇日人事院規則一七〇〇一二）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年十一月三〇日人事院規則一七〇〇一三）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年三月一五日人事院規則一七〇〇一四）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年六月三〇日人事院規則一七〇〇一五）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年十一月三〇日人事院規則一七〇〇一六）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年三月一五日人事院規則一七〇〇一七）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年七月一六日人事院規則一七〇〇一八）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年九月二九日人事院規則一七〇〇一九）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年十二月二五日人事院規則一七〇〇二〇）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年三月一五日人事院規則一七〇〇二一）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年六月二九日人事院規則一七〇〇二二）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年九月三〇日人事院規則一七〇〇二三）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年十二月二五日人事院規則一七〇〇二四）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年三月二五日人事院規則一七〇〇二五）
この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成四年六月三〇日人事院規則一七〇〇二六）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成四年九月三〇日人事院規則一七〇〇二七）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年十二月二五日人事院規則一七〇〇二八）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年三月二五日人事院規則一七〇〇二九）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年六月三〇日人事院規則一七〇〇三〇）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年九月三〇日人事院規則一七〇〇三一）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年十二月二四日人事院規則一七〇〇三二）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年三月二五日人事院規則一七〇〇三三）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年六月三〇日人事院規則一七〇〇三四）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年九月三〇日人事院規則一七〇〇三五）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年十二月二六日人事院規則一七〇〇三六）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年三月二四日人事院規則一七〇〇三七）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年六月二九日人事院規則一七〇〇三八）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年九月二八日人事院規則一七〇〇三九）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年十二月二五日人事院規則一七〇〇四〇）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年三月二五日人事院規則一七〇〇四一）
この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成八年六月二五日人事院規則一七〇〇四二）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成八年九月二五日人事院規則一七〇〇四三）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年十二月二五日人事院規則一七〇〇四四）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年三月二五日人事院規則一七〇〇四五）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年六月二五日人事院規則一七〇〇四六）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年九月二五日人事院規則一七〇〇四七）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年十二月二五日人事院規則一七〇〇四八）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年三月二五日人事院規則一七〇〇四九）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年六月三〇日人事院規則一七〇〇五〇）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年九月二五日人事院規則一七〇〇五一）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年十二月二二日人事院規則一七〇〇五二）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年三月一九日人事院規則一七〇〇五三）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年六月二五日人事院規則一七〇〇五四）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年九月二四日人事院規則一七〇〇五五）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年十二月二四日人事院規則一七〇〇五六）
この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

別表	組織	内閣官 内閣総務官 官邸事務所長 内閣審議官 内閣参事 官 總理大臣官邸事務所副所長 企画 官（内閣総務官室に所属する者に限 る。） 調査官 内閣事務官（人事、予 算又は庁舎警備に関する事務を担当す	この規則は、公布の日から施行する。 附 則（令和二年一〇月三〇日人事院規 則一七〇一一三四） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（令和二年一二月一五日人事院規 則一七〇一一三五） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（令和三年七月二二日人事院規則 一七〇一一三六） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（令和三年一二月二日人事院規則 一七〇一一三七） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（令和三年一二月二二日人事院規 則一七〇一一三八） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（令和四年七月五日人事院規則一 七〇一一三九） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（令和四年一〇月四日人事院規則 一七〇一一四〇） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（令和四年一二月二一日人事院規 則一七〇一一四一） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（令和五年三月一六日人事院規則 一七〇一一四二） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（令和五年七月一一日人事院規則 一七〇一一四三） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（令和五年一〇月三日人事院規則 一七〇一一四四） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（令和五年一二月二〇日人事院規 則一七〇一一四五） この規則は、公布の日から施行する。
			管理職員等の範囲（第一条関係）

る者に限る。秘書 守衛長 総理大臣官邸事務所に所属する守衛	内閣人事政策統括官 内閣審議官 内閣参事官 人事企画官 企画官 調査官 参事官補佐（人事、予算、職員団体又は人事制度に関する事務を担当する者に限る。）総務専門官 ダイバーシティ促進専門官 メンタルヘルス専門官 人事係長 予算係長 主査（人事に関する事務を担当する者に限る。）	内閣衛所長 次長 部長 総括開発官 課長 主任分析官 主任開発官 副センタータ―所長 受信管制局長 内閣事務官（人事又は予算に関する事務を担当する者に限る。）	内閣法制局長 部長 総務主幹 憲法資料調査室長 参事官 課長 調査官 公文書監理官 法令調査官 課長 補佐（管理）総務主任 人事係長 予算係長 秘書	内閣府事務次官 内閣府審議官 官房長 政策統括官 独立公文書管理監 局長 政策立案総括審議官 公文書監理官 サイバーセキュリティ・情報化審議官 審議官 参事官 課長 政府広報室長 厚生管理官 審査官 企画官 調査官 防炎情報通信システム官 参事官補佐（人事全般に関する事務について参事官を直接補佐する者に限る。）厚生管理官補佐（人事に関する事務を担当する者に限る。）課長補佐（総括）課長補佐（管理）（大臣官房又は男女共同参画局総務課に所属する者に限る。）人事専門官 人事係長 宿舍係長 秘書 守衛長	食品安事務局長 事務局次長 課長 課長補佐（総括）課長補佐（管理）	全委員佐（総括）	会事務局	国会等次長 参事官 首席局員 上席局員 移転審（人事又は予算に関する事務を担当する者に限る。）	事務局
-------------------------------	---	---	--	---	-----------------------------------	----------	------	---	-----

公益認事務局局長 事務局次長 課長 企画 定等委員 課長補佐（総括） 課長補佐（管 員会事理）	事務局	再就職再就職等監察官	等監視 委員会	再就職事務局局長 参事官 参事官補佐（人事 等監視及び予算に関する事務を担当する者に 委員会限る。）	事務局	消費者事務局局長 参事官 参事官補佐（参事 委員会官の職務全般についてこれを直接補佐 事務局する者に限る。）	経済社会局長 次長 総括政策研究官 部長 会総合経済研究所長 課長 経済研究所の総 研究所務部長	迎賓館 館長 次長 課長 課長補佐（管理） 庁舎係長 所長	地方創生事務局局長 次長 審議官 参事官 企 生推進画官 参事官補佐（人事、予算又は文 事務局書）の審査に関する事務を担当する者に 限る。）	知的財産事務局局長 次長 参事官 企画官 参 産戦略参事官補佐（人事に関する事務を担当す 推進する者に限る。）	事務局	科学技術事務局局長 統括官 審議官 参事官 術・イ企画官 管理審査官 参事官補佐（人 ノベール事又は予算に関する事務を担当する者 シヨンに限る。）	推進事 務局	健康・事務局局長 次長 参事官 企画官 参 医療戦参事官補佐（人事に関する事務を担当す 略推進する者に限る。）	事務局	宇宙開事務局局長 審議官 参事官 企画官 発戦略参事官補佐（人事に関する事務を担当 推進する者に限る。）	事務局	北方対審議官 参事官 調査官	策本部
---	-----	------------	------------	--	-----	--	--	----------------------------------	---	---	-----	--	-----------	---	-----	--	-----	----------------	-----

事務局長 次長 部長 監察官 公文書監理官 課長 企画官 国際室長 機器技術監督室長 犯罪収益移転防止対策室長 調査官 監察官補佐 課長補佐（管理） 係長（監察に関する事務を担当する者に限る。） 人事係長 予算係長	事務局長 次長 部長 監察官 公文書監理官 課長 企画官 国際室長 機器技術監督室長 犯罪収益移転防止対策室長 調査官 監察官補佐 課長補佐（管理） 係長（監察に関する事務を担当する者に限る。） 人事係長 予算係長	金内 融局 内部部長 金融国際審議官 局長 総括審議官 政策立案総括審議官 審議官 公文書監理官 参事官 課長 検査監理官 審判官 管理室長 情報化統括室長 企画官 人事調査官 管理予算調整官 国際室長 資産運用高度化室長 社会環境金融室長 金融企画管理官 情報・分析室長 リスク管理検査室長 サイバーセキュリティ対策企画調整室長 マネーローンダリング・テロ資金供与対策企画室長 経済安全保証室長 金融サービス利用者相談室長 金融サービス仲介業室長 貸金業室長 フィンテックモニタリング室長 信用機構企画室長 保険企画室長 信用機構調査室長 監督調査室長 信用機構対応室長 監督企画官 地域金融生産性向上支援室長 協同組織金融室長 損害保険・少額短期保険監督室長 課長補佐（総括） 課長補佐（管理） 課長補佐（人事） 人事係長 予算係長 文書係長 庁舎係長 宿舍係長 秘書 人事係員	事務局長 次長 審議官 政策立案参事官 企画官 公文書監理官 課長 参事官 企画官 調査官 課長補佐（管理） 人事係長 管理専門職	個人 情報保 護委員 委員	地方事務 所長 支所長 支所の課長 経済取引指導官	秘書 人事係長 予算係長 庶務係長	務全般についてこれを直接補佐する職員

[illegible]

れる組		織	復興局	総務局
局長 次長 参事官（人事に関する事務を担当する者に限る。） 参事官補佐（人事に関する事務を担当する者に限る。） 主査（人事に関する事務を担当する者に限る。）		総務次官 総務審議官 官房長 局長 政策統括官 サイバーセキュリティ政策立案総括審議官 公文書監理官 サイバーセキュリティ・情報化審議官 地域力創造審議官 審議官 参事官 課長 管理官 評価監視官 行政相談管理官 統計情報システム管理官 統計企画管理官 統計審査官 統計調整官 国際統計管理官 恩給管理官 企画官（大臣官房に所属する者のうち大臣官房の特定の課若しくは室の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に関する事務を担当する者、会計課、企画調整課、行政評価局総務課若しくは統計局総務課に所属する者又は統計企画管理官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。） 調査官（人事、職員団体、組織及び法規又は予算に関する事務を担当する者に限る。） 庁舎管理室長 厚生企画管理室長 サイバーセキュリティ・情報化推進室長 広報室長 法制管理室長 地方業務室長 人材育成室長 評価活動支援室長 総務室長 デジタル基盤推進室長 マイナンバー制度支援室長 行政経営支援室長 地域情報化企画室長 地域振興室長 過疎対策室長 給与能率推進室長 女性活躍・人材活用推進室長 応援派遣室長 安全厚生推進室長 収支公開室長 支出情報開示室長 政党助成室長 財務調査官 公営企業経営室長 準公営企業室長 資産評価室長 研究推進室長 革新的情報通信技術開発推進室長 標準化戦略室長 宇宙通信調査室長 多国間経済室長 情報通信経済室長 総合通信管理室長 情報活用支援室長 情報流通適正化推進室長 放送コンテンツ海外流通推進室長		

保 護 審 査	人 情 報 開・個 情 報 公 事 務 局 長 課 長 審 査 官 課 長 補 佐 （管 理）	局 會 事 務	行 政 不 事 務 局 長 課 長 審 査 官 課 長 補 佐 （管 理）	服 審 査 （総 括） 課 長 補 佐 （管 理）	ジタル経済推進室長 国際放送推進室長 地域放送推進室長 検査監理室長 貯金保険室長 国際企画室長 消費者契約適正化推進室長 番号企画室長 国際周波数政策室長 電波利用料企画室長 基幹通信室長 重要無線室長 新世代移動通信システム推進室長 監視管理室長 認証推進室長 地理情報室長 首席統計情報官 労働力人口統計室長 経済センサ室長 物価統計室長 恩給給理官 恩給審査官 恩給審理官 恩給相談官 恩給支給官 情報処理調整官 課長補佐（総括） 課長補佐（管理） （大臣官房、企画調整課、行政課、公務員課、福利課、財政課、自治税務局企画課、国際戦略局国際戦略課、情報流通行政局総務課、情報通信政策課、総合通信基盤局総務課又は統計局総務課に所属する者に限る。） 参事官補佐（国際戦略局参事官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。） 統計情報システム管理官補佐（統計情報システム管理官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。） 統計企画管理官補佐（人事及び予算に関する事務を担当する者に限る。） 恩給管理官補佐（恩給管理官の職務全般についてこれを直接補佐する者及び人事、組織又は予算に関する事務を担当する者に限る。） 専門官（人事又は職員団体に関する事務を担当する者に限る。） 専門職（人事に関する事務を担当する者に限る。） 人事係長 予算係長 文書係長 庁舎係長 宿舍係長 庶務係長（統計局に所属する者に限る。） 主査（人事、組織又は予算に関する事務を担当する者に限る。） 秘書 人事係員 守衛長
------------------	--	------------------	--	---	--

[illegible]

	接補佐する者に限る。)	法務専門職
	(人事又は予算に関する事務を担当する者に限る。)	施設整備調整官 民事
	調整官	民事監査官 訟務広報官 人
	事係長	予算係長 文書係長 庁舎係
	長 宿舍係長	秘書 人事係員 労働
	係員 守衛長	
少年院	院長 分院長 次長 部長 課長 首	
少年鑑別所	所長 分所長 次長 課長 首席専門	
婦人補導院	官 次席専門官 統括専門官	
院長 課長		
法務総研	所長 部長 総務課長 首席研究調査	
合研究所	官 首席研修専門官 首席国際専門	
所	官 課長補佐(管理) 予算係長 庶	
矯正研究所	所長 副所長 部長 効果検証センタ	
矯正研究所	―長 総務課長 試験課長 統括効果	
矯正研究所	検証官 効果検証官	
矯正研究所	支所長 教頭	
最高検察庁	検察官 秘書官 事務局次長 課長 情	
報システム管理室長	課長補佐(管	
理) 人事係長 予算係長 秘書 守		
衛長		
高等検察庁	検察官 事務局次長 事務局次長 課	
算係長 支部の課長	人事係長 予	
地方検察庁	検察官 事務局次長 事務局次長 課	
情報解析監視官 検務監視官 首		
席捜査官 次席捜査官 課長補佐(管		
理) 人事係長 支部の課長		
区検察庁	検察官 課長	
局長 部長 部次長 総務管理官 課		
長 統括監査専門官 訟務管理官 上		
席訟務官(担当事務部門を総括する者		
に限る。) 首席登記官 次席登記官		
復興事業対策官 電子認証管理官 民		
事行政調査官 課長補佐(人事) 課		
長補佐(予算) 人事係長 支局長		
支局の総務課長 三人以上の登記官を		
置く出張所の長		

[illegible]

公 安 審 査 委 員 会		公 安 調 査 庁		外 務 省	
所 出 張	局 出 張	局 出 張	所 出 張	所 出 張	所 出 張
入 国 在 留 管 理 局 支 局	出 張 所	事 務 局 事 務 局 長 庶 務 係 長	公 安 調 査 局 内 部 部 長 官 次 長 部 長 公 文 書 監 理 官 参 事 官 課 長 公 安 調 査 企 画 官 統 括 調 査 官 (総 括) 課 長 補 佐 (総 括) 課 長 補 佐 (秘 書)	公 安 調 査 局 修 所 長 官 首 席 調 査 官 公 安 調 査 局 長 部 長 総 務 管 理 官 職 員 管 理 官 公 安 調 査 所 長 首 席 調 査 官	内 務 省 事 務 次 官 外 務 審 議 官 官 房 長 局 長 国 際 情 報 統 括 官 部 長 公 文 書 監 理 官 監 察 査 察 官 儀 典 長 外 務 報 道 官 国 際 文 化 交 流 審 議 官 地 球 規 模 課 題 審 議 官 審 議 官 政 策 立 案 参 事 官 サ イ バ ー セ キ ュ リ テ ィ ・ 情 報 化 参 事 官 参 事 官 調 査 官 課 長 儀 典 統 括 官 国 際 報 道 官 国 際 保 健 戦 略 官 社 会 条 約 官 国 際 情 報 官 危 機 管 理 調 整 室 長 監 察 査 察 室 長 公 文 書 監 理 室 長 外 交 史 料 館 長 企 画 官 (予 算 又 は 職 員 団 体 に 関 する 事 務 を 担 当 す る 者 に 限 る) 人 事 企 画 官 デ ジ タ ル 化 推 進 室 長 福 利 厚 生 室 長 会 計 調 査 官 監 査 官 予 算 経 理 官 調 達 官 在 外 保 健 調 整 官 現 地 職 員 管 理 官 在 外 経 理 官 国 内 広 報 室 長 戦 略 的 対 外 発 信 拠 点 室 長 国 際 文 化 協 力 室 長 人 物 交 流 室 長 政 策 企 画 室 長 国 際 安 全 ・ 治 安

画官 政策企画官 社会保障財政企画 官 政策立案・評価推進官 統計企画 調整官 審査解析官 保健統計官 世 帯統計官 賃金福祉統計官 統計管理 官 情報システム管理官 主任中央産 業安全専門官 主任中央労働衛生専門 官 書記 会計企画調整室長 職員厚 生室長 検疫所管理室長 労働保険審 査会事務室長 調査資料室長 戦没者 遺骨調査室長 社会保険審査調整室 長 保健統計室長 社会統計室長 課 長補佐（総括） 課長補佐（管理）（大 臣官房、監視指導・麻薬対策課、労働 基準局総務課、防災管理課、職業安定 局総務課、雇用保険課、雇用環境・均 等局総務課、援護企画課又は年金局総 務課に所属する者に限る。） 課長補佐 （予算） 室長補佐（管理室長、試験免 許室長、建設石綿給付金認定等業務室 長、公共職業安定所運営企画室長、自 立推進・指導監査室長 消費生活協同 組合業務室長、生活困窮者自立支援室 長、中国残留邦人等支援室長、事業推 進室長、戦没者遺骨鑑定推進室長、シ ステム室長、会計室長、情報化担当参 事官室長、厚生管理室長、検疫所管理 室長、労働保険審査会事務室長、人材 開発統括官付参事官室長、政策統括官 付参事官室長、統計・情報総務室長、 人口動態・保健社会統計室長、保健統 計室長、社会統計室長、世帯統計室 長、雇用・賃金福祉統計室長、賃金福 祉統計室長又は情報システム管理室長 の職務全般についてこれを直接補佐す る者及び施設管理室、会計室、地方厚 生局管理室、職員厚生室又は統計・情 報総務室で人事又は予算に関する事務 を担当する者に限る。） 人事管理調整 専門官 任用専門官 給与専門官 職 員管理専門官 地方人事調整専門官 人事調整専門官 予算専門官 管理專 門官 庶務班長 任用班長 企画班 長 予算班長 管理班長 総務班長 人事班長 人事係長 予算係長 文書 係長 庁舎係長 宿舎係長 秘書 人 事係員 労働係員 守衛長

検査所	所長 次長 総務課長 輸入食品・検査検査センター長 支所長
国立ハセン	所長 副所長 統括事務部長 科長
ンセン	医長 看護部長 総看護師長 副看護
病療養	部長 副総看護師長 部長 課長 事務
所	務長 課長補佐(管理) 事務長補佐(管理) 庶務班長
国立医所	所長 副所長 企画調整主幹 安全性薬品食生物試験研究センター長 部長 課品衛生長 課長補佐(管理) 人事係長 庁研究所舎係長
国立保健医療	院長 次長 企画調整主幹 統括研究センター長 部長 保健医療情報政策研究センター長 保健医療経済評価研究センター長 課長 課長補佐(管理) 施設管理室長 人事係長 庁舎係長
国立社保	所長 副所長 政策研究調整官 部
障・人口問題	総務課長
研究所	
国立感染症研究所	所長 副所長 部長 研究企画調整センター長 感染症疫学センター長 エイズ研究センター長 病原体ゲノム解析研究センター長 インフルエンザ・呼吸器系ウイルス研究センター長 薬剤耐性研究センター長 感染症危機管理研究センター長 治療薬・ワクチン開発研究センター長 実地疫学研究センター長 次世代生物学的の製剤研究センター長 企画管理調整官 サイバيرانス総括研究官 予防接種総括研究官 疫学総括研究官 危機管理総括研究官 検査対応総括研究官 ワクチン開発総括研究官 治療薬開発総括研究官 課長補佐(管理) 施設管理室長 人事係長 庁舎係長
国立感染症研究所	支所長 部長 庶務課長
国立障害者リハビリテーション	総長 部長 課長 高次脳機能障害情報・支援センター長 発達障害情報・支援センター長 課長補佐(管理) 人事係長

[illegible]

中 央 勞 働 委 員 会		農 林 水 産 省	
事務局長 佐（管理） 人事係長	人事計画官 課長補	内部部 事務次官 農林水産審議官 官房長 局長 部長 局次長 総括審議官 技術総括審議官 政策立案総括審議官 公文書監理官 サイバーセキュリティ・情報化審議官 輸出促進審議官 生産振興審議官 審議官 参事官 報道官 課長 統計企画管理官 保険監理官 調査官（人事、組織、法規、予算又は職員団体に關する事務を担当する者に限る。） 人事調査官 人事企画管理官（人事に關する事務を担当する者に限る。） 人事企画調整官 秘書専門官 企画官（秘書課に所屬する者並びに畜産局総務課に所屬する者のうち人事及び予算に關する事務を担当する者に限る。） 任用専門官 給与専門官 人事評価専門官 監査官（秘書課に所屬する者に限る。） 法令審査官 予算調査官 經理調査官 予算決算管理官 施設管理専門官（宿舍に關する事務を担当する者に限る。） 技術政策室長 食料安全保障室長 広報室長 報道室長 情報管理室長 情報分析室長 災害総合対策室長 地球環境対策室長 再生可能エネルギー室長 持続的食料システム調整官 ファイナンス室長 商品取引室長 新事業・食品産業調査官 卸売市場室長 食品企業行動室長 基準認証室長 食品ロス・リサイクル対策室長 食文化室長 統計品質向上室長 総務・会計専門官 センサス統計室長 消費統計室	所 事務局長 審議官 課長 審査総括官 広報調査室長 審査室長 行政執行法人室長 個別労働関係紛争業務支援室長 課長補佐（管理） 人事係長 予算係長 地方事務所長

長	審査室長	行政監察室長	會計監
査室長	検査調整官	上席検査官	米
穀流通	食品表示監視室長	食品安全	科学室長
国際基準室長	食品安全危	機管理官	農薬対策室長
飼料安全・	薬事室長	水産安全室長	防疫対策室
長	国際室長	家畜防疫対策室長	国
際衛生対策室長	国際政策室長	輸出連	連絡調整官
輸出連	携推進調整官	輸出産地形成室長	輸
出環境整備室長	海外連携推進室長	国際交渉官	上席国際交渉官
地理的	表示保護推進室長	種苗室長	生産推
進室長	会計室長	米麦流通加工対策	室長
室長	園芸流通加工対策室長	花き産	業・施設園芸振興室長
地域対策官	米穀貿易企画室長	水田農業対策室	米穀貿易企画室長
長	米麦品質保証室長	生産資材対策	室長
畜産経営安定対策室長	畜産総合推進室	畜産技術	室長
畜産危険管理官	畜産遺伝資源管理保護室長	畜	産危機対策室長
食	肉需給対策室長	流通飼料対策室長	食
担い手総	合対策室長	経営安定対策室長	農地
集積・集約化促進室長	女性活躍推進	室長	経営・組織対策室長
農業経営	収入保険室長	農村政策推進室長	都
市農業室長	中山間地域・日本型直接	支払室長	農泊推進室長
農福連携推	進室長	鳥獣対策室長	農村環境対策
室長	計画調整室長	施工企画調整室	長
海外土地改良技術室長	農業用水	対策室長	施設保全管理室長
経営体	育成基盤整備推進室長	多面的機能支	払推進室長
災害対策室長	防災・減災対策室長	災	害対策室長
課長補佐	課長補佐	課長	補佐
局総務課、食	品安全政策課、輸出・国	際局総務課、	国際地域課、
畜産局総務課、畜産局総務課、畜	産振興課、	経営局総務課、	協同組織課
又は農村振興局総務課に所属する者に	限る。）統計企画管理官補佐	（統計企	画管理官の職務全般についてこれを直
接補佐する者並びに人事及び予算に関	する事務を担当する者に限る。）保険	監理官補佐	（保険監理官の職務全般に

[illegible]

長 調整官 課長 室長 開発調査官 (人事に関する事務を担当する者に限る。) 適正業務管理官 総務企画官 人事対策官 人事企画官 会計指導官 会計企画官 福利厚生管理官 職員企画官 開発企画官(予算に関する事務を担当する者に限る。) 象徴空間施設管理官 道路交通管理官 営繕品質調査官 開発専門官(人事に関する事務を担当する者に限る。) 課長補佐(総括) 課長補佐(管理) 監察官補佐 監査官補佐 営繕品質調査官補佐 入札契約監察専門官 監察専門官 上席専門官(人事、組織、予算、職員団体又は庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。) 専門官(人事、組織又は職員団体にに関する事務を担当する者に限る。) 開発専門職(人事、組織又は職員団体にに関する事務を担当する者に限る。)	開発建設部 部長 事業調整官 調査官 技術管理官 課長 広報官 空港対策官 農業環境保全対策官 特定業務対策官 建設監督官(地域振興対策官並びに事業所の長及び副長に限る。) 課長補佐(管理) 道路設計管理官 道路施工保全官(人事に関する事務を担当する者に限る。) 土地改良情報対策官 上席総務専門官(人事、職員団体又は庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。) 総務専門官(人事、職員団体又は庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。) 合同庁舎管理官 上席総務専門官(予算に関する事務を担当する者に限る。) 人事係員 労働係員	開発建設部 所長 副所長 課長 支所長	地方運輸局 局長 次長 部長 部次長 課長 首席鉄道安全監査官 首席自動車監査官 首席運航労務監理官 首席海事技術専門官 首席海技試験官 首席外国船舶監督官 課長補佐(管理) 専門官(人事課に所属する者に限る。) 人事係長
--	---	----------------------------	---

運輸監理部	運輸監理部長 部長 部次長 企画調整官 課長 首席運輸労務監理官 首席海事技術専門官 首席海技試験官 首席外国船舶監督官 首席運輸企画専門官 首席陸運技術専門官 課長補佐（管理） 専門官（人事課に所属する者に限る。） 人事係長 庶務係長	自動車所 所長 首席運輸企画専門官	検査事務 所長 首席運輸企画専門官	録事 所長 首席運輸企画専門官	海事事務所 所長 次長 首席運輸企画専門官（人事に関する事務を担当する者に限る。）	地方航空局 局長 次長 部長 適正業務管理官 安全管理官 統括空港連携調整官 空港連携調整官 技術管理官 部次長 課長 空港経営改革調整官 地域振興・環境調整官 先任航空事業安全監督官 先任運輸審査官 先任航空機検査官 先任整備審査官 先任航空従事者試験官 課長補佐（管理） 専門官（人事課に所属する者に限る。） 人事係長	空港事務所 所長 次長 総務調整官 広域空港管理官 運輸効率化推進官 システム運用管理官 部長 課長（人事） 会計課長 空港保安課長 空港保安防災課長 先任航空管制運航情報官 先任航空管制官 先任航空管制技術官 課長補佐（管理） 人事係長	空港・空港航空路官 所長 次長 管理課長 先任航空管制技術官	監視データ事務所 所長 次長 総務管理官 先任航空交通管制管理官 先任航空交通管制技術官 先任航空交通管制官 先任航空管制官 先任航空管制官
-------	--	-------------------	-------------------	-----------------	---	---	---	--------------------------------	--

	技術官 総務課長 会計課長 課長補佐（管理） 人事係長 守衛長
観内部部長官	次長 部長 参事官 課長 調整室長 課長補佐（総括） 課長補佐（人事）
気象内部部長官	次長 氣象防災監 部長 参事官 課長 経理管理官 国際・航空氣象管理官 広報室長 業務評価室長 調達管理室長 施設物品管理室長 厚生管理室長 人事企画官 防災企画室長 地域防災企画室長 技術開発推進室長 国際室長 航空氣象管理室長 情報技術推進室長 氣象ビジネス支援企画室長 システム運用室長 データネットワーク管理室長 氣象技術開発室長 観測船運用管理官 航空予報室長 氣象監視・警報センター所長 海洋氣象情報室長 地震情報企画官 火山対策官 地震津波防災推進室長 地震津波監視・警報センター所長 火山防災推進室長 火山監視・警報センター所長 庁舎管理官 企画調整官 課長補佐（総括） 課長補佐（管理） 課長補佐（総括） 課長補佐（管理） 課長補佐（人事） 課長補佐（経理管理官、調達管理室長、施設物品管理室長、国際室長、航空氣象管理室長、情報技術推進室長、システム運用室長、データネットワーク管理室長、氣象技術開発室長、航空予報室長、氣象監視・警報センター所長又は海洋氣象情報室長の職務全般についてこれを直接補佐する者、経理管理官を補佐し、予算又は監査に関する事務を担当する者及び調達管理室で予算に関する事務を担当する者に限る。） 調査官（人事、法規、予算又は職員団体に関する事務を担当する者に限る。） 人事係長 予算係長 文書係長 庁舎係長 秘書 人事係員 労働係員 船長等
気象研究所	研究総務官 研究連携戦略官 部長 企画室長 課長 課長補佐（管理） 調査官（総務課に所属する者に限る。） 人事係長 庁舎係長
氣象衛星センリー官	部長 課長 衛星データ品質管理官 情報セキュリティ管理官 課長

れらを補佐する課長補佐（課若しくは課に準ずる室の長又は厚生管理官を直接補佐する職員であつて、係（課、室、所、署等を構成する最小単位の組織で職員二名以上をもつて構成し、恒常的な所掌事務を有するものをいう。以下同じ。）の長又はこれに準ずる職員を監督する地位にある者をいう。以下同じ。）をいう。

三 課長補佐（管理） 部内の人事、組織、定員、経理、文書の審査、庁舎又は宿舍に関する事務を主として担当する課長補佐をいう。

四 課長補佐（人事） 局、部又は二以上の出先機関の職員の人事に関する事務を主として担当する課長補佐をいう。

五 課長補佐（予算） 二以上の出先機関の予算に関する事務を主として担当する課長補佐をいう。

六 人事係長 部内職員の任用、昇格、昇給、保健、レクリエーション、安全、厚生、分限、懲戒、苦情処理若しくは服務に関する事務、部内の職員団体との関係に関する事務（以下「労働関係事務」という。）、部内の組織に関する事務若しくは部内の定員配置に関する事務を専ら担当する係又はこれらの事務を主として担当するほか、部内職員の人事記録、試験、給与の支払、人事評価、研修、災害補償その他人事に関する事務を担当する係の長をいう。

七 予算係長 予算に関する事務を専ら担当する係又はこれらの事務を主として担当するほか、その他の経理に関する事務を担当する係の長をいう。

八 文書係長 部内の人事、組織、職務の分掌、庁舎の管理等に関する規程案の審査に関する事務を主として担当する係の長をいう。ただし、字句の審査のみを担当する者を除く。

九 庁舎係長 主として庁舎の管理又は警備を担当する係（庁内の取締りを担当しないものを除く。）の長をいう。

十 宿舍係長 職員の宿舍に関する事務を専ら担当する係（部内職員に対する宿舍の割当に関する事務を担当しないものを除く。）の長をいう。

十一 庶務係長 人事係長の所掌事務と同様の事務を担当するほか、庶務に関することを担当する係の長をいう。

十二 秘書 大臣、副大臣、政務官、事務次官若しくは外局の長官又はこれらに相当する者の秘書事務を担当する職員のうち監督的地位にある者をいう。

十三 人事係員 主として部内職員の任用、昇格若しくは昇給又は労働関係事務についてその企画に関する事務を担当する上席係員をいう。

十四 労働係員 主として労働関係事務を担当する職員をいう。ただし、文書の謄写、浄書等の単純な事務のみを担当する者を除く。

十五 守衛長 守衛（庁舎又は構内の警備に従事する職員をいう。）のうち監督的地位にある者をいう。

十六 船長等 人事院規則九一八（初任給、昇格、昇給等の基準）別表第一の海事職俸給表（一）級別標準職務表の備考に定める大型船舶（二種）、大型船舶（二種）又は大型船舶（三種）の船長、機関長、一等航海士及び事務長、同表の備考に定める中型船舶（二種）の船長及び機関長並びに同表の備考に定める中型船舶（二種）の船長をいう。